

令和2年度実施施策に係る事前分析表

(文R2-2-8)

施策名	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進				部局名	初等中等教育局 特別支援教育課		作成責任者	八田 和嗣 課長		
施策の概要	障害のある子供について、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う体制を充実する。							政策評価 実施予定時期	令和3年度		
施策の予算額・執行額 (千円)	令和元年度予算額 (執行額)		令和2年度 当初予算額		施策に関する内閣の 重要施策(主なもの)			第3期教育振興基本計画 目標(15) 等			
	15,687,952 (13,975,910)		15,749,381								
達成目標1	全ての学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。					目標設定の 考え方・根拠	第四次障害者基本計画や教育振興基本計画等を踏まえ、全ての学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、以下の成果指標に示すとおり、適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。				
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	H28年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R4年度	【測定指標及び目標値の設定根拠】 ・一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うため、必要と判断された全ての児童等に対し、個別の指導計画が作成されることが望ましいことから、第四次障害者基本計画等の成果目標を踏まえ、本目標を設定した。 ・分子：実際に個別の指導計画が作成されている児童等 分母：幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等 【出典】 文部科学省特別支援教育課調べ			
①幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている児童等の割合	81.9%	—	81.9%	82.6%	90.9%	—	おおむね100%				
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—					
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	H28年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R4年度	【測定指標及び目標値の設定根拠】 ・教育・福祉・医療・労働等の関係機関が連携し、長期的に一貫した支援を行うため、必要と判断された全ての児童等に対し、個別の指導計画が作成されることが望ましいことから、第四次障害者基本計画等の成果目標を踏まえ、本目標を設定した。 ・分子：実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等 分母：幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等 【出典】 文部科学省特別支援教育課調べ			
②幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合	75.7%	—	75.7%	77.1%	84.8%	—	おおむね100%				
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—					

測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H28年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R4年度	
③幼・小・中・高等学校等において、合理的配慮の提供について個別の指導計画又は個別の教育支援計画に明記することとしている学校の割合	66% ※個別の教育支援計画のみ	—	66% ※個別の教育支援計画のみ	74.6% ※個別の教育支援計画のみ	72.4%	—	おおむね100%	【測定指標及び目標値の設定根拠】 ・障害者権利条約の批准及び障害者差別解消法の施行等を踏まえ、通常の学校において合理的配慮が着実に提供されていくことが必要であることから、第四次障害者基本計画の成果目標を踏まえ、本目標を設定した。 ・分子：合理的配慮の提供について個別の指導計画又は個別の教育支援計画に明記することとしている幼・小・中・高等学校等の数 分母：全国の幼・小・中・高等学校等の数 【出典】 文部科学省特別支援教育課調べ
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H30年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R4年度	
④特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組を全て行っている幼・小・中・高等学校等の割合	53.3%	—	—	—	53.3%	—	おおむね100%	【測定指標及び目標値の設定根拠】 ・全ての学校が、組織として、障害のある幼児児童生徒の多様なニーズに応じた支援を提供できるよう校内支援体制を構築する必要があることから、第四次障害者基本計画の成果目標を踏まえ、本目標を設定した。 ・分子：特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組を全て行っている幼・小・中・高等学校等の数 分母：全国の幼・小・中・高等学校等の数 （注）校内委員会の設置、実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成、個別の指導計画・個別の教育支援計画への合理的配慮の明記及び教師の専門性向上 【出典】 文部科学省特別支援教育課調べ
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H28年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R4年度	
⑤特別支援学校の教師の特別支援学校教諭免許状保有状況の割合	75.8%	—	75.8%	77.7%	79.8%	83.0%	おおむね100%	【測定指標及び目標値の設定根拠】 ・障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられるようにするためには、障害のある幼児児童生徒に対する教育を担当する者を中心に、教員の資質を向上させることが必要であることから、第四次障害者基本計画等の成果目標を踏まえ、本目標を設定した。 ・分子：当該障害種の免許状保有者数 分母：特別支援学校教員数 【出典】 文部科学省特別支援教育課調べ
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R4年度	
⑥センター的機能を主として担当する校務分掌・組織を設けている特別支援学校の割合	92.4%	92.4%	—	96.3%	—	—	100.0%	【測定指標及び目標値の設定根拠】 ・特別支援教育の体制整備や地域の障害のある幼児児童生徒の支援強化に資するよう、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能を充実することが必要であるため、第四次障害者基本計画の成果目標等を踏まえ、本目標を設定した。 ・分子：センター的機能を主として担当する校務分掌・組織を設けている特別支援学校数 分母：全国の特別支援学校数 【出典】 文部科学省特別支援教育課調べ
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		

達成手段 (開始年度)	令和元年度予算額 (執行額) 【百万円】	令和2年度 当初予算額 【百万円】	関連する 指標	行政事業レビュー 番号	備考
特別支援教育充実事業 (平成22年度)	481.1 (297.3)	327.1	①～⑥	0114	—
切れ目ない支援体制整備充実費補助 (平成29年度)	1794.2 (1,703)	1,919.1	①～⑥	0115	—
特別支援教育設備整備費等補助 (昭和32年度)	4 (4)	3	①～⑥	0116	—
特別支援教育就学奨励費負担等 (昭和29年度)	12,164.1 (10,759)	12,397	①～⑥	0117	—
独立行政法人国立特別支援教育総合 研究所運営費交付金に必要な経費 (平成13年度)	1,043.1 (1,043.1)	1,102.8	①～⑥	0118	特別支援教育に関する研究のうち主として実際の研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図る。
独立行政法人国立特別支援教育 総合研究所施設整備に必要な経費 (平成13年度)	200.4 (200.5)	0	①～⑥	0119	特別支援教育に関する実際の、総合的な研究や特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修等を行う独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の施設の充実を通じ、職員の専門性向上や指導内容・方法等の改善を図ることにより、子供たち一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進に寄与する。
改正学校教育法施行規則 (平成28年度)	—	—	①～⑥	—	小・中学校等において制度化されている「通級による指導」について、高等学校段階においても同様の指導を行うニーズが高まっていることから、平成28年度に省令・告示改正を行い、平成30年度から高等学校等においても通級による指導を行うことができることとした。 また、高等学校等に在籍する病気療養児の教育の一層の充実を図るため、令和2年に省令改正を行い、高等学校等における病気療養中等の生徒に対するメディアを利用して行う授業の単位修得数等の上限の緩和を行った。
特別支援教育担当者会議	—	—	①～⑥	—	文部科学省、厚生労働省及び関係機関からの行政説明・質疑応答等を行う。 (対象：都道府県・指定都市教育委員会)

合理的配慮普及推進セミナー (平成25年度)	—	—	①～⑥	—	文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消推進に関する対応指針に係る十分な情報提供を行うこと及びインクルーシブ教育システム構築に向けて、障害のある子供一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて実施する「合理的配慮」についての理解を深め、各地域における特別支援教育の一層の推進を図ることを目的とする。(対象：都道府県・指定都市教育委員会・学校法人の設置する学校等)
特別支援教育教育課程等研究協議会 (平成20年度)	—	—	①～⑥	—	特別支援教育の改善及び充実を図ることを目的として、特別支援学校学習指導要領等に基づく教育課程の編成、実施上の課題について協議、情報交換等を行う。(対象：都道府県・指定都市教育委員会等)
昨年度事前分析表からの変更点					